

鹿児島県警察交通機動隊の運営に関する訓令（概要）

（平成10年 警察本部訓令第20号）

本訓令は、鹿児島県警察本部交通部交通機動隊の運営に関する内容を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 勤務制，運用及び服装
- 教養訓練及び車両等の管理

等である。